

# 社会保険

# いばらき

# 6

## 算定基礎届の提出について

2016 June  
NO.455

- 月額変更届について
- 賞与支払届 正しくお届けいただくために
- 国民年金保険料免除制度があります
- 傷病手当金・出産手当金の添付書類の取扱いが変更になりました。



「水戸植物園風景」(撮影・水戸市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

算定基礎届は、保険給付金の決定及び毎月の保険料計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。

**7月10日**までに茨城事務センターへ郵送にて提出してください。(定時決定時調査対象事業所は審査会場に持参願います)

### 提出する書類等は次のとおりです

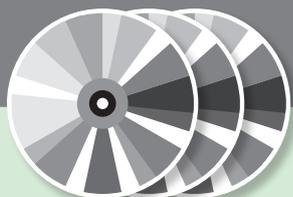
#### 紙による届出の場合

- ①被保険者報酬月額算定基礎届
- ②被保険者報酬月額算定基礎届総括表
- ③被保険者報酬月額算定基礎届総括表附表(雇用に関する調査票)



#### 磁気媒体による届出の場合 (CD・DVD又はMOによる届出の場合)

- ①算定基礎届を収録したCD又はDVD(MOでも提出可能)
- ②磁気媒体届書総括表(届書作成プログラムに従って出力します)
- ③被保険者報酬月額算定基礎届総括表
- ④被保険者報酬月額算定基礎届総括表附表(雇用に関する調査票)



### 留意事項

- ①届出の対象となるのは、7月1日現在の全被保険者です。ただし、6月1日以降に被保険者となった人は、算定基礎届の提出は不要です。
- ②月額変更該当する被保険者がいる場合は、月額変更届も忘れずに提出してください。
- ③70歳以上の常勤者(過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方)がいる場合は、「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」も提出してください。
- ④その他、詳細は算定基礎届様式に同封されている通知をご覧ください。(社会保険労務士委託事業所には送付しておりません)
- ⑤ご不明な点は、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

# 算定基礎届の提出について



# 月額変更届 について

被保険者の報酬が昇(降)給など固定的賃金の変動にともなって大幅に変わったときは、定時決定をまたずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい、次の三つのすべてに該当するときに行われます。

- |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| <p><b>1</b></p> <p>昇給・降給などで固定的賃金に変動があった</p> | + | <p><b>2</b></p> <p>変動月から3か月の間に支払われた報酬(残業手当などの非固定的賃金を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額の間に2等級以上の差が生じた</p> | + | <p><b>3</b></p> <p>3か月とも支払基礎日数が17日以上だった</p> |
|---|---|---|---|---|



固定的賃金が上がったのに、残業手当などの非固定的賃金が減ったため、報酬が逆に2等級以上下がった場合は、随時改定の対象外です。

また、固定的賃金が下がったのに、非固定的賃金の増加で逆に2等級以上上がった場合も、同様に対象外です。

このような場合は、算定基礎届による定時決定となります。

※70歳以上の在職者が随時改定に該当する場合は、「厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届」も記入して提出します。

## 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいます

固定的賃金の変動には、次のようなケースが考えられます。

- ①昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- ②給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- ③日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- ④請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更
- ⑤家族手当、住宅手当、役付手当など固定的な手当が新たについたり、支給額が変わった場合

| 固定的賃金の例                                       | 非固定的賃金の例                     |
|---|------------------------------|
| 月給、週給、日給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、勤務地手当、基礎単価、歩合率など | 残業手当、能率手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当など |

※被保険者報酬月額変更届の「⑧改定年月」に記入された年月の初日(1日)が年金事務所(または事務センター)の受付年月日より60日以上遡る場合及び標準報酬が5等級以上引き下がる場合は、以下の書類を添付して下さい。

- ①固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月までの賃金台帳の写し  
※被保険者が役員の場合にあつては所得税源泉徴収簿の写しでも可
- ②固定的賃金の変動があった月から改定月の前月までの出勤簿の写し  
※被保険者が役員の場合にあつては取締役会議事録の写し

詳細は管轄の年金事務所へお問い合わせください。



# 賞与支払届

正しくお届けいただくために

健康保険・厚生年金保険では、賞与の支払予定月を登録いただいている事業所様へ「賞与支払届」と「総括表」を予定月の前月に送付しております。

毎年提出いただいている届ですが、正しくお届けいただくための注意点をご案内いたします。

## ● 総括表

- ・ ③賞与支払年月欄
  - ⑦賞与支払予定年月が印字されていても記入が必要です。
- ・ ④支給・不支給欄
  - 必ず、○をつけてください。
  - 賞与支払予定年月に支払いがなかった場合は、「不支給」に○をつけて、総括表のみ提出してください。
- ・ ⑤賞与支給総額欄
  - 賞与届に記載した金額（千円未満を切り捨てた額）の合計を記入します。支払った総額ではありません。

## ● 被保険者賞与支払届

- ・ ④賞与支払年月日欄
  - 支払い年月日は、すべての届書に記入が必要です。
- ・ ②被保険者整理番号及び③生年月日欄
  - 印字された届に手書きで追記する場合や手書き又はパソコンで作成する場合、誤りや記入もれに注意してください。

## ● その他

- ・ 70歳以上の被用者へ支払いした場合は、「厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届」の提出も必要です。

## 賞与の対象となるもの

賞与（役員賞与も含む）、ボーナス、期末手当、冬（夏）季手当、越年手当、繁忙手当、勤勉手当、もち代、年末一時金などの賞与性のもの（年3回以下の支給の場合）、その他定期的でなくとも一時的に支給されるもの

## 賞与の対象とならないもの

年4回以上支給されている賞与（標準報酬月額の対象になります）、結婚祝金、大入袋等



## 保険料額の計算方法

まず、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てます。これが「標準賞与額」となりますが、上限があり、健康保険は年間（保険者単位で毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額）573万円、厚生年金保険は支給1回（同じ月に2回以上支給されたときは合算）につき150万円です。その標準賞与額に保険料率をかけて算出した金額が保険料額になります。

## こんなときは？

資格喪失月（退職日の翌日の属する月）に支払われた賞与には保険料がかかりませんが、資格喪失日前に支払われた場合は、賞与年度累計額を算出する必要があるため、その該当者についても「被保険者賞与支払届」に記入してください。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

# 国民年金 保険料免除制度があります

経済的な理由等で国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

## 全額免除制度

### 保険料の全額（16,260円）が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2として計算されます。（保険料額は平成28年度の額）

#### 全額免除となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$$\text{（扶養親族等の数} + 1\text{）} \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$$

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成21年3月以前は、保険料の全額が免除された期間の年金額は、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されます。

## 一部納付（一部免除）制度

### 保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額（平成28年度）と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付（ 4,070円） → 年金額5/8（21年3月分までは1/2）
- 半額納付（ 8,130円） → 年金額6/8（21年3月分までは2/3）
- 4分の3納付（ 12,200円） → 年金額7/8（21年3月分までは5/6）

#### 一部納付となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の1納付 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額納付 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の3納付 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

（注）一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

## 退職される方へ…失業特例制度

20歳以上60歳未満の方が会社を退職した場合、「国民年金第1号被保険者」になり、国民年金保険料（1か月16,260円）を納付することになります。

しかし、退職により収入がなくなるなどの理由により納付困難な場合は、免除申請書に以下の書類を添付することで、退職された方の所得が免除の審査対象から除かれることになります。

#### 【失業特例制度の手続きに必要なもの】

- 雇用保険受給資格者証の写し
- 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

## 申請はお住まいの市町村の国民年金担当窓口へ

申請に必要な書類は

- 年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（納付書等）
- 前年（または前々年）の所得を証明するもの  
住所を変更しているなど、お住まいの市町村で所得の確認ができない場合は、課税証明書、源泉徴収票の写し等の添付が必要となります。
- 代理の方が申請される場合は、印鑑と委任状が必要です。



協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

## 傷病手当金・出産手当金の添付書類の取り扱いが変更になりました

平成 28 年 4 月からの傷病手当金・出産手当金の制度改正に関連し、添付書類の取り扱いが変更になりました。

### ■ 添付書類の省略

これまで初回申請時に必ず添付していただいていた「出勤簿」、「賃金台帳」のコピーの添付が不要となりました。

申請書の事業主様証明欄の記載内容で審査いたしますので、これまで同様、判読しやすいようにご記入いただきますようお願い申し上げます。

### ■ 添付書類の追加

支給開始日以前の 12 ヶ月以内で勤務先に変更があった方が申請される場合、以前の勤務先の名称、所在地および勤務していた期間がわかる書類の添付が必要となりました。

添付書類の様式は協会けんぽのホームページからダウンロードすることができます。

●平成 28 年 4 月 1 日より変更となりました。詳しくはホームページをご覧くださいか、下記担当グループまでお問い合わせ願います。

《お問い合わせ先：☎029-303-1582（業務グループ）》

## ご存知ですか？ジェネリック医薬品

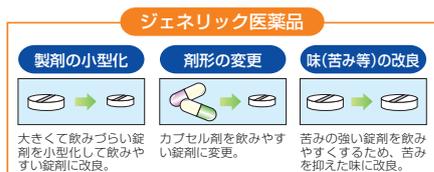
ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の軽減や医療費の効率化につながることから、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいます。

### Q. 新薬とジェネリック医薬品、効き目や安全性に違いはあるの？

新薬と同じように有効成分が吸収されるかを確認する試験等を行っており、新薬と同等の効き目や安全性があることを厚生労働省が認めています。

また、服用しやすいように工夫が図られているのも、ジェネリック医薬品の特徴です。



### Q. 海外ではどのくらい普及しているの？

海外ではジェネリック医薬品が主流です。

アメリカ、ドイツ、イギリスなどの医療先進国では普及率が **70%** を超えており、ジェネリック医薬品が主流となっています。

日本では、**59.7%** (平成 27 年 10 月時点、厚生労働省調べ) と、欧米諸国の使用率と比べると、まだ低い状況にあります。

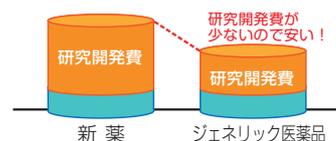
### Q. なぜジェネリック医薬品は先発医薬品と価格が違うの？

ジェネリック医薬品は、新薬に比べて研究開発費を大幅に抑えることができるためです。

新薬の有効成分を利用して開発されるジェネリック医薬品は、開発期間やコストを大幅に抑えることが可能となります。

そのため、価格を安く設定することができます。

(先発医薬品よりも 3 割から 5 割程度安くなる場合が多いです。)



### ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

※すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。使用できる病気(効能)が異なる場合や在庫がないときには切り替えることができない場合があります。

《お問い合わせ先：☎029-303-1580（企画総務グループ）》